

◎新潟県告示第929号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和2年8月14日

新潟県上越地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
令和2年7月31日
- 3 指定道路の位置等

| 位 置 | 幅員（メートル） | 延長（メートル） |
|--|-----------|----------|
| 糸魚川市南押上三丁目355番10、359番26、 343番5の内、344番の内、340番1の内、 340番2の内、343番5地先水路 | 5.12～6.00 | 114.69 |